

平成 22 年 1 月より 船員保険制度が大きく変わります

この資料は、船員保険制度加入者や各事業所の皆様などに、来年 1 月から実施される船員保険制度の改正のあらましを周知させていただくために作成したものです。
今後とも、厚生労働省、社会保険庁、全国健康保険協会のホームページ等を通じ、随時、制度改正の内容をお知らせしていく予定です。

平成 21 年 10 月

社会保険庁

平成 22 年 1 月より、船員保険制度が変わります。

来年 1 月より、船員保険制度の改正が実施されます。

これまで船員保険制度で実施してきた労災保険相当部分（職務上疾病・年金部門）は労災保険制度に、雇用保険相当部分（失業部門）は雇用保険制度にそれぞれ統合され、厚生労働省が運営します。

現在の船員保険制度は、健康保険相当部分（職務外疾病部門）と船員労働の特性に応じた独自給付を行う新しい船員保険制度として、全国健康保険協会が運営します。

（船員保険制度改正の概要）

- 船員保険制度は、船員を対象とする総合的な社会保険制度として、昭和 15 年に創設されて以来、船員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に大きく寄与してきました。
- 社会経済状況が大きく変わり、昭和 40 年代半ばをピークに加入者数の減少が続く中（被保険者数は昭和 46 年の約 27 万人から現在では約 6 万人に減少）、制度運営は厳しさを増し、昭和 61 年には、公的年金制度の再編成の一環として、職務外年金部門を厚生年金保険制度に統合するという見直しが行われましたが、その後も職務上年金部門の赤字が続くなどの状況の下、平成 16 年秋から約二年にわたる制度のあり方に関する船員保険関係者間の精力的な議論の結果、平成 19 年に法律改正が行われ、平成 22 年 1 月から制度改正が実施に移されることになっています。
- 今回の制度改正の主なポイントは、次のとおりです。

（一般制度への統合と新船員保険制度における独自給付等の維持）

- ① 労災保険に相当する部分（職務上疾病・年金部門）及び雇用保険に相当する部分（失業部分）は、それぞれ、一般制度である労災保険制度及び雇用保険制度に統合されます。

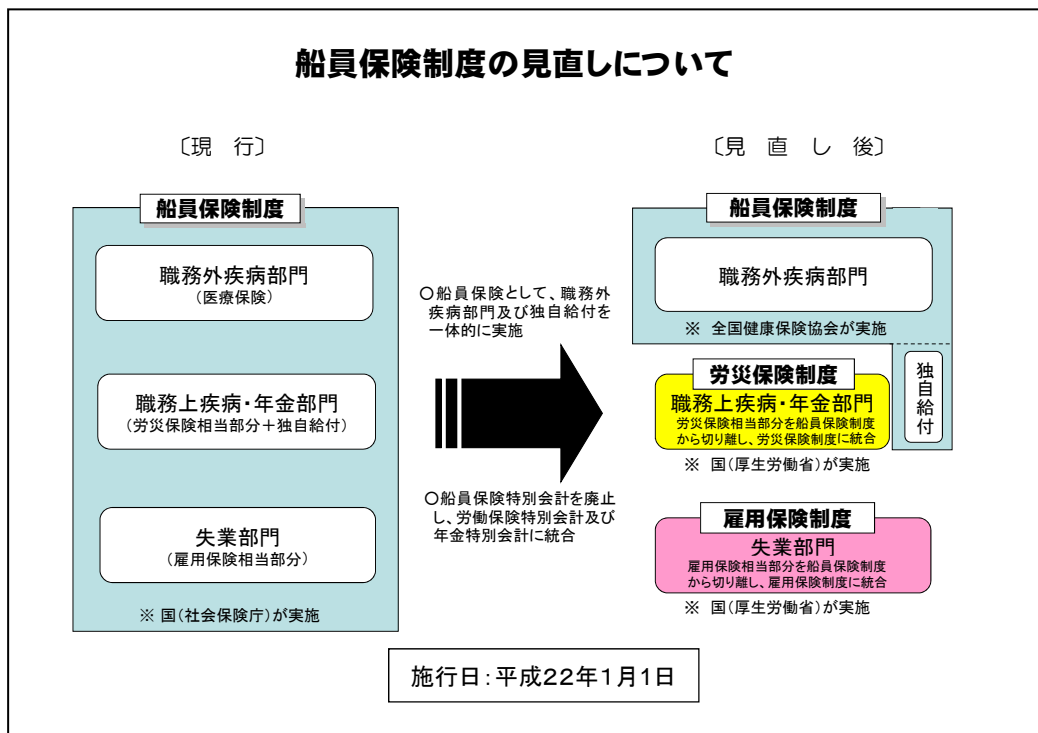
- ② 健康保険に相当する部分（職務外疾病部門）に加え、船員労働の特殊性を踏まえたILO条約や船員法に基づく給付については、引き続き、新船員保険制度から給付されます。
- ③ 船員保険の福祉事業については、一般制度で実施可能な事業は、労災保険制度又は雇用保険制度で実施され、その他の福祉事業については、引き続き、新船員保険制度の福祉事業として実施されます。

（運営主体の変更）

- ① 現在の保険者である社会保険庁の廃止に伴い、新船員保険制度は、運営コストを抑え、効率的・安定的に業務を実施する観点から、全国健康保険協会（社会保険庁の医療保険部門の後継組織として平成20年10月に発足）を新たな運営主体とします。
- ② 新船員保険制度の運営に船員保険関係者の意見を適切に反映させるため、全国健康保険協会に船員保険協議会が設置されます。
- ③ 労災保険に相当する部分及び雇用保険に相当する部分は、労災保険制度及び雇用保険制度の保険者である厚生労働省が運営主体になります。

（その他）

船員保険特別会計は平成21年末で廃止され、労働保険特別会計及び年金特別会計に統合されます。



平成 22 年 1 月より、新しい船員保険制度がスタートします。

新しい船員保険制度は、健康保険相当部分（職務外疾病部門）と船員労働の特性に応じた独自給付を行う制度として、平成 22 年 1 月よりスタートします。

新制度は、新たな保険者として、全国健康保険協会（社会保険庁の医療保険部門の後継組織として平成 20 年 10 月に発足）が運営します。

全国健康保険協会には船員保険協議会が設置され、船舶所有者及び被保険者の意見を反映した、効率的で、公正・透明・健全な制度運営が行われます。

（新しい船員保険制度の概要）

- 現行の船員保険制度は、職務外疾病部門（健康保険相当部分）、職務上疾病・年金部門（労災保険相当部分＋独自給付）及び失業部門（雇用保険相当部分）の三部門を有する総合保険として運営されていますが、制度改正に伴い、平成 22 年 1 月からは、職務上疾病・年金部門及び失業部門は、それぞれ、労災保険制度及び雇用保険制度に統合されるため、新船員保険制度は、職務外疾病部門と、ILO 条約や船員法に基づく独自給付を給付する制度として、新たにスタートすることになります。
- 新船員保険制度から給付される独自給付としては、例えば次のような給付があります。

（労災保険制度には趣旨の給付がないもの）

（例えば）

① 下船後の療養補償

雇入契約存続中に職務外の事由による傷病を負った場合、下船後 3 月以内において船舶所有者の療養補償として給付されます。

② 行方不明手当金

職務上の事由により 1 月以上行方不明になったとき、3 月を限度に行方不明期間中支給されます。

③ 休業手当金

1 日目～3 日目

(労災保険制度に同趣旨の給付があるが水準が同制度の給付を上回るもの)

(例えば)

① 休業手当金

4日目～4月目、1年6月以降につき、労災保険の給付単価を超える部分が給付されます。

② 障害手当金

労災保険の給付日数を超える部分が給付されます。

○ 現行の船員保険の福祉事業のうち、一般制度で実施可能な事業（例えば、就学等援護事業）は、労災保険制度又は雇用保険制度で実施されますが、無線医療相談事業、洋上救急事業などの福祉事業は、新船員保険制度の福祉事業として実施されます。

○ 現在の保険者である社会保険庁の廃止に伴い、全国健康保険協会が新船員保険制度の保険者（運営主体）となり、平成22年1月から同協会に事業運営が移管されることとなります。

全国健康保険協会は、社会保険庁の医療保険部門の後継組織として平成20年10月に発足しており、政府管掌健康保険を国から引き継ぎ、協会けんぽ（加入者約360万人）の運営を行う公法人ですが、新船員保険制度の運営に当たっては、協会本部に担当部門（船員保険部）を設け、協会けんぽ事業とは経理を区分するとともに、制度の運営に船舶所有者及び被保険者の意見を適切に反映させるため、法定の協議機関である船員保険協議会が設置されます（平成22年1月からの事業運営の準備のため、同協議会は平成21年7月に設置されました）。

○ 新船員保険制度の保険料率は、疾病保険料率（職務外疾病給付等に充てられます）と災害保健福祉保険料率（職務上疾病・年金給付、保健福祉事業等に充てられます）に区分して決められますが、22年1月からの保険料率は、次のとおりとなる予定です。

・ 疾病保険料率：92.5‰（船舶所有者47‰、被保険者45.5‰）

・ 災害保健福祉保険料率：14‰（船舶所有者負担）

(注)

疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率：5‰

独立行政法人等職員に係る災害保健福祉保険料率：5‰

後期高齢者医療の被保険者等に係る災害保健福祉保険料率：14‰

制度改正に伴い、必要な手続きをお願いすることになります。

平成22年1月より、労災保険制度と雇用保険制度の適用を受けていただくためには、各事業所において届出などの必要な手続きをしていただく必要があります（被保険者の皆様が直接手続きを行っていただく必要はありません）。

現在、船員保険制度に加入していただいている方は、平成22年1月より新船員保険制度（労災保険及び雇用保険相当制度は含まれません）にご加入いただくこととなります（特に手続きの必要はありません）。

新しい船員保険制度の被保険者証は、一人1枚のカード形式に変わりますが、新しい被保険者証に切り替わるまでは、現在お持ちの被保険者証を有効にご利用いただけます。

手続きに関する詳しい内容については、今後、厚生労働省のホームページや各事業所を通じたお知らせなどでお伝えします。

（制度変更に伴い必要となる手続き、問合せ先、留意点など）

- 制度変更に伴い、各事業所や被保険者の皆様をお願いする必要な手続きとしては、次のようなものがあります。

（各事業所の皆様をお願いする手続き）

（1）労働保険の成立手続き

- ① 労災保険制度と雇用保険制度の適用を受けていただくため、各事業所において、「保険関係成立届」を平成22年1月12日（火）まで（成立から10日以内）に所轄の労働基準監督署に提出していただく必要があります。なお、届出用紙は、11月に社会保険事務局等より送付予定です。
- ② また、その年度分の労働保険料を概算保険料として平成22年2月22日（月）まで（成立から50日以内）に申告・納付していただきます。なお、届出用紙は、成立届の事業主控えを返戻する際に交付する予定です。

（2）雇用保険の手続き

- ① 船員保険の失業部門については、社会保険庁が保有する船員保険の失業部門の適用

データを引き継ぐ形で移行することとなっています。船舶所有者には、平成22年1月中旬以降に、社会保険庁のデータの移管結果を通知し、その内容を確認していただくこととしていますので、内容を確認のうえ、必要な事項を届け出いただくとともに、送付された書類の内容を変更する必要がある場合には、併せて変更事項を届け出てください。

なお、施行日（平成22年1月1日）前に、船員保険の適正な届出が行われていない場合には、データ移管が適切に行われず、雇用保険の適用が受けられないなど、船員の方に不利益が生じる場合がありますので、施行日までに適切な届出を行うよう留意してください。

※ 特別加入

労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による怪我や病気に対して必要な保険給付を行う制度です。船員である船舶所有者の方々（中小事業主の方、労働者（船員）を雇用していない方）が労災保険制度から給付を受けるためには、別途、特別加入制度に加入していただくかなければ、補償は受けられなくなりますのでご注意ください。また、船員保険の上乗せ給付は、労災保険が支給されていることが支給要件となりますので、船舶所有者の方々におかれましては、特別加入制度に必ず加入していただくことをお勧めします。

なお、特別加入制度の詳しいご案内は、厚生労働省ホームページにも掲載していますので、是非、ご確認ください。

（被保険者の皆様にお願ひする手続き）

被保険者の皆さまにお願ひする手続きは、特にありません。

- 今回の制度改正は、平成22年1月1日から実施されることとなっています。制度の切り替え時期が年末・年始を挟んでおり、制度の運営主体の変更、船員保険特別会計の廃止といった事情もありますので、次のような点にご留意いただくようお願いいたします。

◆現金給付申請の場合、給付がお手許に届くまで日数がかかる場合が予想されます。

傷病手当金や出産育児一時金などの現金給付については、12月に入って申請していただいた場合、事務処理に要する日数の関係上、給付がお手許に届くのが22年1月以降になる場合がありますので、年内の申請はできるだけお早めをお願いします。

なお、詳しいことは、あらためてお知らせします。

◆現在の被保険者証は新しい被保険者証の切り替えまでは有効にご利用いただけます。

22年1月以降、新船員保険制度の被保険者証は、被保険者及び被扶養者お一人1枚のカード形式（プラスチック素材）となる予定です。

新しい被保険者証への切り替えは、平成22年秋頃までに行われる予定ですが、切替えが完了するまでの間は、現在の被保険者証を有効にお使いいただけます。

なお、被保険者証の切り替えに関する詳細については、22年1月以降、あらためて各事業所を通じてご案内する予定です。

○ 制度変更に伴う手続きなどについてご不明な点がある場合、次の問合せ先にお問い合わせいただくようお願いします。

(21年12月末までの間の問合せ先)

- ① 船員保険制度改正全般に関するお問い合わせ
社会保険庁運営部企画課船員保険室（電話：03-5253-1111（ex. 3596））
- ② 労働保険の成立手続及び労働保険料の納付手続に関するお問い合わせ
厚生労働省労働基準局労働保険徴収課適用係（電話：03-5253-1111（ex. 5158））
- ③ 雇用保険制度への移行に関するお問い合わせ
（雇用保険の適用に関すること）
厚生労働省職業安定局雇用保険課適用係（電話：03-5253-1111（ex. 5760））
（雇用保険の給付に関すること）
厚生労働省職業安定局雇用保険課給付係（電話：03-5253-1111（ex. 5759））

(22年1月以降の問合せ先)

後日あらためてお知らせします。